# 徳島市住民課受付窓口広告業務事業者募集要項

## １　趣旨

徳島市役所住民課窓口には、住民票や戸籍に関する届出、証明書の請求などに多数の市民が来課しており、窓口案内システム（番号発券機、表示パネル等）により窓口案内の補助を行なっている。しかし、現行の窓口案内システムについては老朽化しており早急に新たに整備を行なう必要がある。そこで、住民課に来課する市民に対し、広告を行なうことにより、整備にかかる経費を広告費によってまかなうとともに、広告用モニターを用いた行政情報の提供、また広告事業者（広告代理店）からよりよい窓口案内システムを提案させることによる利便性の向上をはかるもの。

## ２　業務概要

⑴　業務名

徳島市住民課受付窓口広告業務

⑵　設置場所

名　　称　徳島市役所本庁舎

所 在 地　徳島市幸町２丁目５番地

開庁時間　午前８時３０分～午後５時

閉 庁 日　土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

休日窓口　毎月第２・第４日曜日の午前８時３０分～正午及び４月第１日曜日・３月最終日曜日の午前８時３０分～午後５時に休日窓口（本庁舎１階の一部）を開設する。

参考数値　平成２９年度住民課窓口手続き件数

・住民票等にかかる手続き件数　　約３０，３００件

・戸籍に関する手続き件数　　約５，２００件

・各種証明書の発行等件数　　約１０９，０００件

⑶　業務内容

別紙仕様書のとおり

⑷　設置時期

平成３０年９月（予定）

⑸　業務期間

平成３０年１０月１日から平成３５年９月３０日（６０ヶ月間）

## ３　応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。（個人での応募はできません。）

⑴　公共施設における広告付窓口案内システムの設置等業務について、過去５年間（平成２５年４月１日から平成３０年３月３１日まで）に、国又は地方自治体等公的団体と契約の実績がある

こと。

⑵ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

⑶ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。

⑷ 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。

⑸ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成団体の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

⑹ 国税及び地方税の滞納がないこと。

⑺ 本事業を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

## ４　手続き

### ⑴　スケジュール

| | | |
|---|---|---|
| ① | 公募開始 | 平成３０年５月１４日（月） |
| ② | 質問書の受付期限 | 平成３０年５月２３日（水） |
| ③ | 質問書に対する回答 | 平成３０年５月３０日（水） |
| ④ | 参加申込書の受付期限 | 平成３０年６月　８日（金） |
| ⑤ | 選定結果通知期限 | 平成３０年６月２９日（金） |
| ⑥ | 協定書の締結 | 平成３０年７月上旬 |

### ⑵　質問及び回答

募集に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

① 質問書受付期限　　平成３０年５月２３日（水）午後５時まで

② 質問提出方法及び場所

質問書（様式５）により、徳島市住民課にe-mailで提出すること。

e-mail: jyumin@city-tokushima.i-tokushima.jp

③ 質問書に対する回答

回答方法：平成３０年５月３０日（水）中に市のホームページで公開する。

④ 注意事項

質問に対する回答書の内容は、本募集要項等の追加又は修正とみなす。

### ⑶　応募書類

応募時には、次の書類を提出すること。

① 参加申込書（様式１）

② 参加資格に係る申立書（様式２）

③ 取扱実績調書（様式３）

④ 価格提案書（様式４）

⑤ 企画書（様式任意）

主として次の事項を記載するとともに、設置図面（寸法等記入）を添付すること。原則Ａ４判とするが、図表等についてはＡ３判とし折り込むことは可。

・広告用モニター、行政広報用モニター及び交付案内用モニターの構造、設置方法等
・窓口案内システムの仕様、設置方法等
・広告の掲載枠に関すること
・電気を使用する場合は、電源の管理方法、設置機器の電力使用量（ワット数）等
・保守管理、緊急時の対応に関すること
・広告募集の方法等に関すること
・本事業の収支見込みに関すること
・準備作業を含む業務全体のスケジュール
・その他市民サービスの向上が見込める機能、設備等の提案などの企画内容

⑥ 会社概要（パンフレット等）
⑦ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
⑧ 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税について直近のもの）
⑨ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）
⑩ 印鑑証明書
⑪ 委任状（受任者を設定する場合のみ）（様式任意）

**⑷ 参加申込書提出期限**

平成３０年６月８日（金）午後５時までに必着

**⑸ 参加申込書提出場所**

徳島市住民課

**⑹ 提出方法**

持参もしくは郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

**⑺ 提出部数**

正本１部・副本５部

**⑻ その他**

提出された申請書類の内容について、徳島市から問い合わせる場合がある。

## 5 選定手続等

**⑴ 選定方針**

徳島市が設置する事業選定委員会において、各委員が、提出された応募書類について、⑵の評価基準に基づく評価を行い、各委員の得点を合計し、総得点が最も高い提案を選定する。ただし、一定の評価に達した団体がない場合は、適格者なしとする場合がある。 また、同点となった場合は、委員による多数決により決定する。

**⑵ 評価基準**

評価基準の項目及び配点（１００点満点／委員）は次のとおりとする。

① 事業の理解度・積極性　　１０点
② 企画提案の内容　　５０点

③　類似事業取扱実績　　２０点

④　広告掲出料提案額　　２０点

⑶　選定結果通知

選定結果は、全参加者へ郵送により通知する。

選定結果に関する問い合わせ等には一切応じることはできない。

⑷　失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

①　参加申込書の提出期限に遅れた者

②　提出書類に虚偽の記載をした者

③　その他この募集要項に規定する応募に関する条項に違反した者

## 6　協定書の締結及び行政財産の目的外使用許可申請書の提出

事業者として選定された者は、市と細部について協議を行った上で本事業に係る協定を締結するとともに、行政財産の目的外使用許可申請書を提出するものとする。

なお、広告物の設置に係る行政財産の使用料については、広告掲出料及び電気料とは別に支払うものとする。（行政財産の目的外使用料の概算額：使用面積１㎡あたり約16,135円／年）

## 7　広告取扱の指針、基準等

本事業に係る広告取扱業務については、「徳島市民間広告事業実施要綱」、「徳島市広告掲載基準」、その他本市が定める規程により行うものとし、市は、同要綱等に基づき広告掲載前に事前審査を行うものとする。

## 8　その他の留意事項

⑴　応募書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。

⑵　応募書類の作成・提出にかかる費用については、応募者の負担とする。

⑶　応募書類は、本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、「徳島市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがある。

## 9　担当部署（提出・問い合わせ先）

徳島市市民環境部　住民課

住所：〒770-8571　徳島市幸町２丁目５番地

TEL：０８８－６２１－５１３２

e-mail： jyumin@city-tokushima.i-tokushima.jp